

注 記 事 項

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

「消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う組合の財務処理等に関する取り扱いについて」(平成20年3月28日付け社援地発第0328003号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)により、平成22年度から金融商品に関する会計基準を導入し、満期保有債券について、償却原価法(定額法)を適用している。

満期保有目的債券の償却原価法

	期首帳簿価額	当期加算額	期末帳簿価額
第18回政保西日本道	199,563,700	88,740	199,652,440
第91回政保道路機構	99,900,345	17,849	99,918,194
第91回政保道路機構2	99,677,387	57,782	99,735,169
21-12北海道公債	100,000,000	0	100,000,000
21-16北海道公債	100,000,000	0	100,000,000
24-7京都府5年	99,985,000	4,000	99,989,000
193神奈川県公債	100,000,000	0	100,000,000
京都市公債	100,000,000	0	100,000,000
第332回利付国債	19,922,700	8,064	19,930,764
第139回共同発行債	100,000,000	0	100,000,000
合 計	1,019,049,132	176,435	1,019,225,567

※第139回共同発行債は、期中に買替えを行い、取得したものである。

(2) 固定資産の減価償却方法

- ・有形固定資産・・・定率法。
- ・無形固定資産・・・定額法。なお、ソフトウェアは利用期間(5年)に基づく定額法。

(3) 引当金の計上基準

①賞与引当金

職員に対し支給する賞与の支出に備えるため、支払見込額による当期負担額を計上している。

②役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備え、規程等に基づく期末要支給額相当額を計上している。

(4) 税効果調整積立金

平成22年度決算から税効果に係わる会計基準を導入したことに伴い、導入初年度において一時的に当期末処分剰余金が増加するため、組合の事業基盤の安定に資するべく税効果調整積立金を設けた。

2 支払備金

消費生活協同組合法第50条の8に規定する支払備金について、同法施行規則及び施行規程に準拠し、積立を行った。

(1) 普通支払備金積立額の算出

表1 火災共済金

事故発生 の年度	当該年度に事故が発生し 次年度で支払いをした額		事故発生が当該年度に報告 され翌年度で支払いをした額 (普通支払備金)		事故発生が翌年度に報告さ れ翌年度で支払いをした額 (既発生未報告)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H23年度	30	35,980,716	1	127,500	29	35,853,216
H24年度	16	16,198,690	1	6,190	15	16,192,500
H25年度	20	35,801,922	2	597,724	18	35,204,198
H26年度			0	0		

表2 風水雪害等共済金

事故発生 の年度	当該年度に事故が発生し 次年度で支払いをした額		事故発生が当該年度に報告 され翌年度で支払いをした額 (普通支払備金)		事故発生が翌年度に報告さ れ翌年度で支払いをした額 (既発生未報告)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H23年度	104	26,280,000	22	3,705,000	82	22,575,000
H24年度	6	420,000	1	15,000	5	405,000
H25年度	19	1,275,000	0	0	19	1,275,000
H26年度			1	75,000		

普通支払備金積立額

75,000円

(2) 既発生未報告支払備金積立額の算出

表3 火災共済金

年 度	①既発生で翌年度の支払共済金	②翌年度の普通支払備金	③当年度の普通支払備金	①+②-③ 既発生未報告 支払備金積立所要額
H23年度	35,980,716	6,190	127,500	35,859,406
H24年度	16,198,690	597,724	6,190	16,790,224
H25年度	35,622,457	0	597,724	35,024,733

表4 火災共済金

年 度	①前事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額	②対象事業年度の支払共済金額	③前事業年度の支払共済金額	①×②/③
H24年度	35,859,406	106,168,394	103,215,449	36,885,326
H25年度	16,790,224	106,168,394	103,215,449	17,270,584
H26年度	35,024,733	106,168,394	103,215,449	36,026,773
合 計 金 額				90,182,683

3カ年平均	30,060,895
-------	------------

表5 風水雪害等共済金

年 度	①既発生で翌年度の支払共済金	②翌年度の普通支払備金	③当年度の普通支払備金	①+②-③ 既発生未報告 支払備金積立所要額
H23年度	26,280,000	30,000	3,705,000	22,605,000
H24年度	420,000	0	15,000	405,000
H25年度	1,365,000	75,000	0	1,440,000

表6 風水雪害等共済金

年 度	①前事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額	②対象事業年度の支払共済金額	③前事業年度の支払共済金額	①×②/③
H24年度	22,605,000	3,630,000	4,470,000	18,357,081
H25年度	405,000	3,630,000	4,470,000	328,893
H26年度	1,440,000	3,630,000	4,470,000	1,169,396
合 計 金 額				19,855,370

3カ年平均	6,618,456
-------	-----------

既発生未報告支払備金積立額

30,060,895 円+6,618,456 円=36,679,351 円

(3) 支払備金積立額の算出

(1) 普通支払備金積立額と(2)既発生未報告支払備金積立額を合計して求める。

$$75,000 \text{ 円} + 36,679,351 \text{ 円} = 36,754,351 \text{ 円}$$

3 未経過共済掛金

消費生活協同組合法第50条の7に規定する責任準備金のうち未経過共済掛金については、同法規則第179条第1項第2号により算出した。

項 目	金 額
1. 施行規則第179条第1項第2号イ (未経過期間に対応するもの)	144,111,756
2. 施行規則第179条第1項第2号ロ (①-②-③-④)	162,542,986
①受入共済掛金	433,550,300
②支払共済金	109,798,394
③支払備金 (普通支払備金のみ)	750,000
④事務費	160,458,920

生死を共済事故とする共済以外の共済事業においては、1又は2の方法により計算した金額のうちいずれか多い金額を未経過共済掛金とする。

平成26年度未経過共済掛金 162,542,986 円

4 異常危険準備金

消費生活協同組合法第50条の7に規定する責任準備金のうち異常危険準備金については、同法規則の共済リスクに備える異常危険準備金に準拠し、積立を行うこととした。

算出方法は、消費生活協同組合法施行規程第6条第1項第6号による。

項 目	金 額 (円)
① 受入共済掛金	433,550,300
② 支払解約返戻金	127,717
③ 正味収入共済掛金 (①-②)	433,422,583
④ 正味収入危険共済掛金 (③×70%)	303,395,808
⑤ 異常危険準備金 (④×50/1,000)	15,169,790

平成26年度異常危険準備金積立額 15,169,790円

5 支部等経費

共済掛金2,500円あたり130円を支部と市町村へそれぞれ支払う。ただし、支部については、物件費等の費用項目に振り分けて計上している。

6 税効果に係わる会計基準の導入

「消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う組合の財務処理等に関する取り扱いについて」（平成20年3月28日付け社援地発第0328003号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）により、税効果に係わる会計基準を導入している。